

「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)

に関するお客さまへのお願い

FATCA(ファトカ)とは、米国の税法「外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)」の略称で、米国に納税義務のある方が、米国外の金融機関の口座を利用して租税回避することを防止する目的で制定されました。

日米当局声明は、日本の金融機関に対してFATCAが円滑に実施されるよう相互に協力する声明を公表し、当組合も2014年7月1日の施行日より、この声明に協力することとし、FATCA確認への対応を行います。

当組合 FATCA 実施における基本的な対応

1. 口座の新規開設は、日本国居住者に限定させていただいております。
2. FATCA 確認にご協力いただけない場合は、口座開設に応じることはできません。
3. 将来日本国居住者でなくなった場合には、口座を閉鎖させていただくことがあります。

お客さまへのご確認方法

当組合所定の「自己宣誓書類」にご署名いただき、お客さまが日本国居住者であるかについて、お客さまのご申告により確認させていただきます。

ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

土佐信用組合